

岩手県告示第251号

特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例の規定による閲覧及び謄写の場所の指定（平成24年岩手県告示第204号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
1 条例第4条第1項の規定により指定する閲覧及び謄写の場所 (1) 盛岡市内丸10番1号 岩手県 <u>政策地域部NPO・文化国際課</u> (2) [略] 2 条例第11条第1項の規定により指定する閲覧及び謄写の場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県 <u>政策地域部NPO・文化国際課</u>	1 条例第4条第1項の規定により指定する閲覧及び謄写の場所 (1) 盛岡市内丸10番1号 岩手県 <u>環境生活部若者女性協働推進室</u> (2) [略] 2 条例第11条第1項の規定により指定する閲覧及び謄写の場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県 <u>環境生活部若者女性協働推進室</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	